

区東部地域リハビリテーション連絡協議会設置要綱

(地域リハビリテーション連携指針)

(目的)

第1条

区東部における、地域リハビリテーション支援センターが行う地域リハビリテーション事業を推進し、保健・医療・福祉の連携体制の充実を図ることにより、地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援するため、区東部地域リハビリテーション連絡協議会(以下 連絡協議会という)を設置する。

(事業)

第2条

連絡協議会は、東京都より事業指定を受けた地域リハビリテーション支援センターが行う地域リハビリテーション事業を地域に普及拡大し、地域のリハビリテーションのシステム化を図る。それによって回復期リハビリテーションから維持期リハビリテーションにわたって、質の高いリハビリテーションを地域住民が享受することを目的として、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域のリハビリテーション実施機関の連携及びシステム化に関すること。
- (2) リハビリテーション施設従事者への支援・研修に関すること。
- (3) 地域リハビリテーションについての調査・研究に関すること。

(構成・組織)

第3条

1. 連絡協議会は、区東部に所在する地域リハビリテーションに関わる次の団体の会員で構成する。

- (1) 東京都より地域リハビリテーション支援センターの指定を受けた医療機関。
- (2) 上記(1)以外の医療機関・医師会・歯科医師会。
- (3) 区役所の地域リハビリテーションに関わる部門および施設。
- (4) その他、地域リハビリテーションに関わる保健・福祉施設及びボランティア

ィア団体。

2. 連絡協議会会員の中から系列別に連絡部員を設ける。連絡部員は、その系列に応じて情報の伝達、意見の収集、具申を行い相互のコミュニケーションを活発にする。
3. 連絡部員は、連絡協議会会長が委嘱状をもって委嘱を行う。
4. 上記2の目的の為に、連絡部員で構成する連絡部会を設けて情報の交換等を行う。

(役員)

第4条

1. 連絡協議会に次の役員を置く。

会長は、地域リハビリテーション支援センターの指定を受けた医療機関の長が会長の職に当たり、副会長は会長の指名により選任する。

2. その他、行政、専門知識経験者等の中から顧問を選任する。

(役員任期)

第5条

役員任期は原則として1年とし、再任を妨げない。

(活動内容)

第6条

会長は、連絡協議会を代表し第2条に掲げる事項を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(幹事会)

第7条

連絡協議会に幹事会を設置する。

- 1 幹事会は、連絡協議会が行う地域リハビリテーション活動の中心的役割を担うものとする。また、連絡部員からの情報・連絡・意見具申等を検討協議し、連絡協議会の運営に反映させるものとする。
- 2 幹事会の構成員は、連絡協議会会員の中から会長が選任する。
- 3 幹事会の構成員は連絡部員を兼ねることができる。

- 4 幹事会は、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。
部会は、連絡協議会会員のうちから部会が指名する委員をもって構成する。

(幹事会の活動内容)

第8条

幹事会は次に掲げる活動を行う。

- 1 連絡協議会の中心的役割を担うものとして、連絡協議会が推進すべき活動の計画及び実施に当たる。
- 2 幹事会は推進すべき活動として次のことを行う。
 - (1) 地域のリハビリテーション実施機関の連携及びシステム化に関すること。
 - (2) 地域リハビリテーション施設従事者への支援・研修に関すること。
 - (3) 地域リハビリテーション資源の調査を始めとする各種調査の実施。
- 3 連絡協議会会員に各種情報を提供し、各会員からの情報を集約する。
- 4 幹事会は、連絡部員や会員を通じてコミュニケーションを活発にし、連絡協議会の活動を促進させる。

(幹事会構成員の任期)

第9条

幹事会構成員の任期は、連絡協議会役員の任期と同じとする。

(事務局)

第10条

連絡協議会、幹事会の事務局は、地域リハビリテーション支援センターの指定を受けた東京都リハビリテーション病院が担当する。

(幹事会幹事等への謝礼)

第11条

会員、幹事等の中で以下に該当する者に謝礼を支払う。

- 1 連絡協議会に参加した会員の中で、特に謝礼の支払いを要すると会長が認めた者
- 2 会長に求められて連絡協議会に出席した会員以外の者。
- 3 幹事会及び部会に参加した幹事及び委員の中で、謝礼の支払いを要する者。
- 4 会長に求められて幹事会に出席した会員以外の者。

(補 則)

第 12 条

この会則に定めるもののほか、連絡協議会、幹事会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この会則は、平成18年11月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成19年6月1日から施行する。

第 7 条 4 項 第 11 条 3 項に関する追記

付 則

この会則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

墨田・江東・江戸川区に於ける支援拡大のための名称変更とそれに伴う部分

第 3 条「会員に関する規定」の追記 第 8 条 4 項に関する追記